収入の種類

健康保険法における被扶養者の条件は「収入」です。税法上の「所得」ではありません。

給与	総収入(非課税収入などの控除前の総支給額)
年金	老齢年金・遺族年金・障害年金等の公的年金で、介護保険料など控除前の年金支払額、企業年金、個人年金
事業所得	収入から直接的必要経費を引いた所得を収入
不動産・株配当	定期的な所得を収入
失業給付・傷病手当金など	受給期間が短期間でも、日額が基準額を超えている場合、受給期間中は被扶養者になれません

自営業者の収入について

自営業者(個人事業主)の方は、経済的に自立した存在であり、他の方からの収入で養われているのではなく、自己の責任と権限のもとで収入を得、生計をたてている方と考えます。しかし、その収入が著しく低く、被保険者が生活費の大半を負担している実態がある場合には、扶養認定の適否を判断します。

健康保険の収入については、総収入で計算します。

認定対象者が自営業者の場合収入は、売上を得るために仕入れや原材料費がかかっていることに鑑み、【収入=総収入－直接的必要経費】 により、収入とします。

※直接的必要経費とは、売上を得るためにその費用がなければ事業が成り立たない、必要最低限の経費(生産活動に要する原材料等の費用)であり、税法上の経費とし異なるため、税法上では認められても健康保険では認められないものがあります。

健康保険組合において、直接的必要経費と認められない科目は次のとおりです。

組合健保が認める「直接的必要経費」一覧

租税公課	×	接待交際費	×	給料賃金	×	外注工賃	△
荷造運賃	△	損害保険料	×	利子割引料	×	地代家賃	△
水道光熱費	△	修繕費	△	貸倒金	△	青色申告控除	×
旅費交通費	△	消耗品費	△	雑費	△	各種控除	×
通信費	△	減価償却費	×				
広告宣伝費	×	福利厚生費	×				

△ 条件付きで直接的必要経費と認められる経費
　水道光熱費・地代家賃・通信費等は事業所と自宅使用分は含まれません。
　旅費交通費は通勤費以外のものとします。
　不明なものについてはその都度協議することとする。
× 直接的経費として認められない経費

給与所得及び年金以外の収入がある方につきましては、所得証明書の他に確定申告の写し、損益計算書の写しの添付をお願いいたします。

給与所得者や年金受給者の場合は生活に必要な必要経費が認められておらず所得税控除前の収入総額が対象となっておりますので公平性を図るため被保険者認定においての自営業者の必要経費は、必要最低限の直接的経費といたします。